

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 402 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記（3）のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により 10 層に層化し、統計的手法に則って各層から 109 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 11 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係 344 人（うち行政職に相当する調査実人員 341 人）、初任給関係以外の調査職種 5,209 人（うち行政職に相当する調査実人員 5,010 人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、23,171 人であり、行政職に相当するものは 19,393 人である。

(5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	96	31	42	23
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	10	2	3	5
製造業	43	14	21	8
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	10	4	3	3
卸売・小売業	9	3	5	1
金融・保険業、不動産業	2	2	0	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	22	6	10	6

- (注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が13事業所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満	
		円	円	円	円	
事務・ 技術関係	新卒事務員	大学卒	225,396	233,339	221,625	213,900
		短大卒	194,743	192,428	196,016	—
		高校卒	184,589	192,489	179,046	186,000
新卒技術者	大学卒	241,393	254,194	236,992	231,800	
	短大卒	198,138	205,000	197,821	220,000	
	高校卒	195,099	201,093	190,403	198,800	
新卒事務員・技術者計	大学卒	231,943	240,745	228,263	225,087	
	短大卒	196,557	194,000	197,153	220,000	
	高校卒	191,563	198,319	186,462	195,142	

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 職種別給与額等

公民給与比較の職種

企業規模計(100人以上)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	3	57.9	674,651	42	674,609	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	7	54.4	762,371	0	762,371	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	93	53.1	563,007	3,792	559,215	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	103	52.3	662,309	1,898	660,411	同上
事務部次長	64	51.2	542,702	9,156	533,546	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長－課長間)
技術部次長	55	50.7	589,379	807	588,572	同上
事務課長	223	50.0	492,362	8,275	484,087	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
技術課長	316	49.3	568,683	11,899	556,784	同上
事務課長代理	142	47.4	424,008	35,106	388,902	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長－係長間)
技術課長代理	37	46.4	450,507	27,258	423,249	・ 同上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
事務係長	236	45.5	394,450	47,355	347,095	・ 係の長 ・ 係長級専門職
技術係長	328	46.3	516,027	83,227	432,800	同上
事務主任	339	42.1	341,671	33,732	307,939	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長一係員間)
技術主任	471	40.9	436,404	58,424	377,980	同上
事務係員	863	37.5	300,533	25,141	275,392	
技術係員	1,006	34.4	322,490	33,829	288,661	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種	
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

第 14 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 採用あり	初任給の改定状況		
		増 額	据置き	減 額
		大 学 卒	48.7	(76.8)
高 校 卒	30.2	(64.8)	(30.9)	(4.3)

(注) 1 () 内は、採用がある事業所を 100 とした割合である。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所で、事務員と技術者のみを対象として集計したものである。

第 15 表 民間における賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
43.3	56.7	48.6	51.4

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 16 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する					支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
100.0	(19.8)	(61.4)	(0.0)	(18.8)	0.0

(注) 1 () 内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。(その 2 において同じ。)

その2 外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する					支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
15.0	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(50.0)	85.0

(注) ()内は、外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

